

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの管理における 指定管理者制度活用の実施方針

平成28年6月

1 基本的事項

(1) 施設の概要

所在地	前橋市新前橋町13-12（群馬県社会福祉総合センター3階）
設置年月日	平成10年2月1日
敷地面積	－（入居施設）
主な施設・建物	425.39㎡（事務室51.12㎡、閲覧室46.76㎡、ビデオ試写室・保管室56.11㎡、機器保管室14.25㎡、スタジオ調整室63.36㎡、ボランティア室(1)17.36㎡、ボランティア室(2)36.40㎡、相談室(1)9.00㎡、相談室(2)9.00㎡、通路122.03㎡）

(2) 施設の設置目的

聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、聴覚障害者の自立と社会参加を促進することを目的とし、次の業務を行う。

- ①手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成
- ②聴覚障害者用録画物の製作・収集及び貸出
- ③聴覚障害者用情報機器の貸出
- ④聴覚障害者からの相談対応

(3) 指定管理者制度活用の目的

他に類似する施設がなく、聴覚障害者の福祉を向上させるためには必要不可欠であることから県が設置している。管理運営については、聴覚障害者の要望等を踏まえつつ、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を引き続き活用することにより、管理運営経費の縮減を図りながら、施設の効用を最大限発揮し、聴覚障害者へのサービス提供を行うことが可能と考えられる。

(4) 指定の期間（予定）

5年間（平成29年4月～平成34年3月）

理由：高度の専門性（手話通訳技術や要約筆記技術）を持った人材の確保や手話通訳者・要約筆記者の増及び資質向上を図るための各種研修・講座の実施、相談業務など運営ノウハウの長期的な蓄積が必要であるため。

(5) 利用料金制採用の有無

利用料金制を採用しない。

理由：聴覚障害者に対する情報提供を行う施設であり、情報保障を受ける聴覚障害者の権利保護の観点から使用料は無料であるため。

(6) 指定管理者に支払う施設管理費用の上限額（予定）

5年間の総額 219,720千円（各年度 43,944千円）

※仕入れ等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を税率10%で算定した額であり、平成29年4月に予定される消費税等の引上げが行われなかった場合は、その状況に応じて上限額を見直します。

(7) 施設の管理運営方針

聴覚障害者に対して情報を提供し、手話通訳者の派遣等を行い、及び聴覚障害者の相談に応じることにより、聴覚障害者のコミュニケーションの支援を行い、もって聴覚障害者の自立と社会参加を促進するという設置目的に基づき、以下の点に留意しつつ、管理・運営を行うこと。

- ア 公の施設運営の責務を認識しつつ、関係法令を遵守すること。
- イ 利用者の意見を管理・運営に反映させること。
- ウ 個人情報の保護を徹底すること。
- エ 効率的な施設運営を行うこと。
- オ 経費の削減に努めること。

(8) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

ア 業務内容

(ア) 事業に関すること

- a 聴覚障害者用の録画物その他必要な資料を製作し、又は収集し、聴覚障害者の利用に供する業務

①字幕入り映像ライブラリー事業（字幕入りビデオ・DVDの自主製作・収集及び貸出し）

- b 手話通訳者及び要約筆記者の派遣及び養成に関する業務

①手話通訳者派遣、②要約筆記者派遣、③手話通訳者養成講座、④登録手話通訳者研修、⑤要約筆記者養成講座、⑥登録要約筆記者研修、⑦字幕製作ボランティア・手話通訳者等に対する各種講習会等の開催、⑧市町村の意思疎通支援事業に対する支援、⑨手話通訳者認定試験の実施⑩要約筆記者認定試験の実施

- c 聴覚障害者用の情報機器の貸出しに関する業務

- d 聴覚障害者の相談に関する業務

- e その他コミュニケーションプラザの設置の目的を達成するために必要な業務

①ボランティア室貸出、②中途失聴・難聴者のための講座、③頸肩腕障害特殊健診、④情報提供事業（機関紙発行等）、⑤県民への啓発普及活動、⑥各種団体・行政機関等からの委託・依頼に基づく字幕入りビデオ製作等の業務、⑦関係機関との連絡調整

(イ) 運営・管理に関すること

(ロ) 施設、設備及び備品の修繕・維持管理に関すること

(エ) 施設等の使用承認

イ 要求水準

募集要項において、必要に応じ具体的な要求基準を定める。

ウ 成果目標

年間利用件数 3, 500件

(ビデオ等貸出件数、情報機器貸出件数、ボランティア室貸出回数、手話通訳
・要約筆記派遣件数、相談件数の合計)

その他、応募者に具体的な成果目標を提示させる。

2 募集及び候補者選定等に関する事項

(1) 募集の方法

公募とする。

(2) 審査の方法及び選定基準等

ア 審査の方法

候補者選定における透明性・公正性を高めるため、県職員以外の民間委員で構成する選定委員会を設置し、応募者から提出された事業計画書等について、募集要項において定める選定基準に基づいて総合的な審査を行う。

イ 選定委員会の構成

財務会計及び労務管理等に関する有識者、福祉分野に関する有識者等から8名程度を選任する予定である。

ウ 選定基準

(ア) 指定管理者の指定を受けようとする団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(イ) 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保できるものであること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。

(エ) 事業計画の内容が、施設の管理運営に係る経費の縮減を図るものであること。

(オ) 事業計画の内容が、利用者要望への対応、地域貢献、防災対策・緊急時の対応等、その他必要と認める基準を満たすものであること。

※ 選定基準ごとの詳細な審査項目、審査内容及び配点については、選定委員会で決定し、募集要項において定める。

エ 審査経過の公開

応募者及び提出された事業計画の概要、選定委員会の審査概要及び審査結果は、応募者の利益及び選定の公正性を損なわない範囲で、逐次公開する。

3 今後の日程（予定）に関する事項

実施方針の県議会への報告	平成28年6月
選定委員会の設置	6月
募集期間	7月～8月
募集状況の県議会への報告	9月
審査の実施	9月～11月
候補者の選定（候補者としての適否の判定）	11月
指定及び債務負担行為に係る議案上程（審査経過の県議会への報告）	11月
指定、協定の締結、引継	平成29年1月～3月
指定管理期間開始	4月

4 （参考）現在の管理状況

(1) 施設の管理者

（社福）群馬県社会福祉事業団及び（一社）群馬県聴覚障害者連盟の共同体

(2) 施設管理経費の実績（指定管理業務相当部分）

平成26年度実績 収入 41,839千円 支出 36,535千円

(3) 施設利用の実績

平成26年度実績 年間利用件数 2,928件